

平成 31 年 1 月 31 日 (国空航第 2278 号)

航 空 局 長

**航空機乗組員の飲酒による運航への影響について**  
(航空法第 70 条関係)

**1. 目的**

この通達は、航空法第 70 条の趣旨を踏まえ、航空機乗組員が酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態について、一定の目安となる具体の体内アルコール濃度等を明確にすることにより、航空機乗組員の飲酒による運航への影響を回避し、航空機の安全かつ安定的な運航の確保を目的とする。

**2. 原則**

酒精飲料による身体への影響は、個人の体質やその日の体調により異なるため、体内に保有するアルコールが微量であっても航空機の正常な運航に影響を与えるおそれがある。このため、航空機乗組員は体内に保有するアルコール濃度の程度にかかわらず体内にアルコールを保有する状態で航空業務を行わないこと。

**3. 航空法第 70 条の目安とする体内アルコール濃度等**

次のいずれかに掲げる場合に該当する航空機乗組員は、酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態であり、航空業務を行わないこと。

- (1) 身体に血液 1 リットルにつき 0.2 グラム以上又は呼気 1 リットルにつき 0.09 ミリグラム以上のアルコール濃度を保有している場合
- (2) (1)の規定にかかわらず、酒精飲料の影響により、反応速度の遅延など航空機の正常な運航ができないおそれがあると認められる場合

附則 (平成 31 年 1 月 31 日)

1. 本通達は平成 31 年 1 月 31 日より適用する。